

奈良県教育委員会告示第二十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定による技能教育のための施設として次のとおり指定した。

平成二十八年三月八日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

一 技能教育のための施設の名称

アイエス学園 奈良学習館（奈良市芝辻町四丁目三番八号）

二 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

ビジネス基礎 ビジネス基礎

情報処理 情報処理

ビジネス情報 ビジネス情報

簿記 簿記

電子商取引 電子商取引